

京都市職員共済組合保養所利用規程（平成22年12月1日規程第10号）を廃止する規程を次のように制定する。

平成28年3月31日

京都市職員共済組合
理事長 塚本 稔

京都市職員共済組合規程第7号

京都市職員共済組合保養所利用規程を廃止する規程

京都市職員共済組合保養所利用規程（平成22年12月1日規程第10号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（行財政局人事部厚生課）